



平成 28 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
 役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
 電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 31 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

A 種種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本種類株式を追加し規定を新設するとともに、本種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,483,896,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式の種類は、<u>会社法 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない普通株式と次条に定める内容の種類株式（以下、「A 種種類株式」という。）の二種類</u>とする。</p> <p>2. 当社の発行可能株式の総数は、<u>1,483,896,000株</u>とし、このうち、当社の各種類株式の発行可能総数は、<u>次</u> <u>のとおり</u>とする。</p> <p>普通株式 1,481,146,000株</p>

(新 設)	<u>A種種類株式</u> <u>2,750,000株</u>
	<p style="text-align: center;">(A種種類株式)</p> <p>第6条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 無配当</p> <p>当社は、A種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。</p> <p>(2) 無議決権</p> <p>A種種類株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項はない。</p> <p>(3) 取得請求権</p> <p>A種種類株主は、いつでも法令に従い、当社に対して、A種種類株式1個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。</p> <p>(4) 種類株主総会の決議</p> <p>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(5) 併合又は分割、無償割当等</p> <p>① 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株式を併合又は分割しない。</p> <p>② 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主に対して、会社法第202条第1項に定める募集株式の割当てを受ける権利、及び会社法第241条第1項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て及び新株予約権無償割当てを行わない。</p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>各種類株式</u>の単元株式数は、<u>いずれも100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2 第13条乃至第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 5 月 31 日
平成 28 年 5 月 31 日

以上